

労働力価値論に関する覚書

小川 和憲

Memorandum on The Value of Labor Force

Kazunori OGAWA

はじめに

筆者は大学院生の頃から、労働力価値論を基礎として、現代の貧困問題を理論的に解明することを、研究課題としてきた。間もなく研究生活を終えるにあたって、労働力価値論に関する筆者のこれまでの研究成果を要約し、若干の補論を追加するとともに、残された課題を整理して、若い研究者の研究に多少なりとも参考になればと考える。

この小論で最も問題提起したいことは、労働力価値論と史的唯物論との関係についてである。従来、史的唯物論における生産力と生産関係の矛盾は、主として技術的側面を中心に論じられてきたように思われる。例えば芝原拓自氏は、オートメーション=コンビナートの生産機構は、生産様式としては社会主義段階にこそ照応する生産力水準を実体的に体现するまでに発展しており、「資本独占」が生産様式の極端化となっていると述べておられる（「歴史における社会構成体の移行(2)」「講座史的唯物論と現代3」、青木書店、1978年、197頁）。このような見解は芝原氏だけでなく、多くの研究者の共通した考え方であろう。筆者もそれは正しいと考えている。ただ筆者は、従来の史的唯物論に関する議論が、労働力価値論との関係で論じられることが少なかったのではないかと考えている。

言うまでもなく、いかなる社会でも労働力は生産力の最も重要な要因であり、かつ資本主義社会は労働力が売買されることによって成立する社会である。したがって、そこでは労働力が再生産されることが最も重要な条件となる。ところが現代、労働力価値=必要生活費と賃金との格差の拡大によって、出生率が低下し、家族規模の縮小ないし解体が進んで、労働力の再生産が困難になっているが、これは資本主義の存立基盤が弱体化することになるであろう（現実には、安い労働力を求めて、企業が海外に進出している。この点については、拙稿「下請中小企業における階層分化のメカニズム」、「日本文理大学紀要」第14巻2号、1986年9月、および「企業の海外進出と下請利用の経済的条件」、同19巻2号、1991年10月号を参考にさせていただきたい）。史的唯物論という生産力と生産関係の矛盾という場合、この側面についても、理論的に正しく位置づける必要があるのではないかと考える。

これまでの研究成果の要約

(1) 労働力価値論について

労働力価値とは、労働者とその家族の必要生活費であり、その大きさは、生産力の発展と労働者階級の闘いに依存すると定義することができる（労働力価値を家族単位的生活費とすることについては、最近異論が出ているが、それについては後述する）。賃金はこの労働力価値によって決まることになる（逆ではない）。通説では、労働力価値と賃金は基本的に一致し、したがって両者が長期的に乖離することはありえない。そして相対的剰余価値生産の発展によって、労働力価値は長期傾向的に低下していくことになる。その証明として、実質賃金の上昇率が労働生産性の上昇率より小さいことに求める。それに対して筆者は、労働力価値＝必要生活費と賃金は密接に関係しているが、しかし相対的に独自の運動をし、両者の乖離は客観的なものであり、長期的にも乖離することはありうると考える。そして両者の乖離を埋めるために、共稼ぎや出生率低下、核家族化、社会保障への依存の高まりといった現象が発生すると考える。さらに労働力価値が上昇しても、剰余価値率の上昇と矛盾しないと考える。共稼ぎや労働密度の上昇によって両者が同時に発生しうると考えるからである。以下、少し詳しく筆者の考えを述べておきたい。

筆者の通説に対する疑問は、労働力価値と賃金が基本的に一致するというのであれば、現代の国民生活の現状、すなわち共稼ぎの増加や出生率の低下、核家族化、社会保障や福祉の必要性の増大といったことを、十分に説明できないのではないかということである。労働力価値と賃金の格差が常に存在するからこそ、こうした現象が発生するのではないだろうか。両者の格差を拡大させようとする傾向（基本的には生産力の発展、具体的には大量生産・大量消費様式など）と、それを縮小させようとする前述のような労働者の対応が複雑に絡み合いながらも、依然格差が再生産され、ますます出生率の低下などが進んでいくのではないだろうか。現代の家族の状況をみると、そう考えざるをえない。労働力価値と賃金との関係については、両者の相対的自立性と相互関連のなかで、対立と統一のなかで、両者の矛盾のなかで、人々の生活が変化していくように考えるべきであろう。両者が基本的に一致するのであれば、こうした変化は起こらないであろう。さらにもう一つの問題点として、通説では、賃金として支払われたものが労働力価値となり、事実上賃金が労働力価値を規定することになるのではないかという疑問がある。この説では、賃金が長期的に労働力価値以下に低下すれば、労働力価値自体が低下して、賃金と等しくなるということになる。確かにそういう側面があることは、筆者も認めるところである。例えば、出生率を低下させたり、核家族化することは、そうした動きの一つである。（しかしこれらで両者が一致する保証はない）。他方では、賃金が長期的に労働力価値以下に低下しても、労働力価値が低下せずに、共稼ぎなどの多就業や社会保障の発展で両者を一致させようとする側面もある。労働力価値＝必要生活費は現実の生活様式と生活水準の反映であり、客観的なものである。いったん「上昇」した生活水準を引き下げるとは困難だといわれている。出生率の低下や核家族化だけでなく、多就業や社会保障の発展に依存せざるをえなくなる（人々は可能なかぎり、現実の生活水準を維持しようとし、そのために出生率低下、核家族化、多就業、社会保障などへの依存を強める。それでもどうにもならなくなった時には、一挙に「古典的貧困」に転落しやすくなる）。したがって賃金が労働力の価値を長期的

に下回っても、労働力価値が低下しないことはありうるのである（これとの関連で言うと、労働力価値が上昇しても、剰余価値率が増大することはありうる。なぜなら、労働密度の増大や、労働時間の延長、さらに多就業などである。多就業は複数の家族が働くので、一面では世帯当たりの労働時間の増大を意味するが、他方では一人当たりの賃金が減少しうるので、相対的剰余価値生産でもある。ただし筆者は絶対的に、そして無条件に剰余価値率が増大し続けるという考え方はとらない）。

かつて「貧困化論争」で、労働力価値と賃金の乖離の拡大をもって貧困化と理解することについて、多くの批判がなされた。その一つが、こうした理解だと、労働力価値はあるべき生活水準となり、現実の賃金とは関係なくなってしまうという批判である（浜川浩「絶対的窮乏化論の再検討」、「現在マルクス主義Ⅱ」、大月書店、1958年、136～138ページ）。確かにそういう問題点があるが、労働力価値をあるべき生活水準、規範的生活水準と把握するのも一面的であろう。労働力価値と賃金が乖離してくると、労働者は共稼ぎをし、出生率を低下させ、核家族化し、社会保障や福祉に依存せざるをえなくなる。したがって労働力価値は客観的な生活水準であって、規範的なものと一面的に把握するのは出生率低下などの現実を無視するものであろう（例えば、最近の国立社会保障・人口問題研究所の「出生動向基本調査」（2006年）で、子供を産めない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎる」という回答が65.9%と最多であった）。筆者は労働力価値と賃金の乖離は、客観的に存在し、労働者はその格差を縮小するために対応を迫られると考える。

筆者は産業資本主義段階には、労働力価値と賃金は長期的には一致（短期的には賃金が労働力価値の上下を変動する）していたが、独占資本主義段階には、労働力価値と賃金の格差が長期傾向的に拡大していくと考える。その理由は、大量生産・大量消費、独占価格、消費者ローン、国独資の経済政策、労働者階級の闘いの発展などにより、人々の生活水準が「上昇」するのに対し、賃金の伸びが相対的に抑制されるためである（拙稿「労働力価値の変動の理論的分析」、京大経済学会「経済論叢」121巻1・2号、1978年1・2月、および「労働力価値の変動の歴史的分析および労働力価値の下限の計測」、同121巻3号、1978年3月）。^{註1)}

その結果、独占段階になって、この格差を埋めるために、出生率の低下や、社会保障への依存の高まりという現象が生じてきた（先進国で出生率が低下し、社会保障制度が作られるのは1880年から1910年頃である）。この考えは、独占段階に入ってから、出生率低下や社会保障制度が発展した原因を分析するための理論的仮説である。しかもまだ不十分な仮説にすぎない。今後一層の研究の充実が必要である。しかし現代社会では、労働力価値と賃金との格差が拡大し、出生率の低下、少子高齢化、家族の弱体化、社会保障制度への依存が著しく高まっている。とくに巨額の社会保障費は現代資本主義にとって、搾取率の低下につながりかねない重要な矛盾となっている（今、社会保険料を支払えない企業が増えている。例えば、トラック陸運業界大手のセイノーホールディングスのグループ企業の健保組合が2008年8月に解散した）。そうしたなかで剰余価値率を低下させないために、資本は労働密度を増大させ（固定比率が高く、かつ負債比率の高い巨大産業ほど、労働密度を高めざるをえない必然性がある（拙稿「操業率低下の雇用に及ぼす影響——鉄鋼業の場合」『日本文理大学紀要』第5巻1・2合併号、1987年3月）、サービス残業や多就業、パートや派遣などの低賃金労働力の利用を拡大させているのではないだろうか。筆者はここに現代資本主義の基本的矛盾があると考えてるのである。そしてこのことは、史的唯物論に重大な影響を与えざるをえない。現代資本主義

の主要矛盾の一つは環境問題（資本主義的生産の無政府性、浪費が主な原因であるが、生産関係抜きの俗流環境論がいかにも多いことか）であり、もう一つは出生率低下による少子高齢化、そして貧困問題であろう。資本主義社会のきわめて重要な特徴、その歴史的使命は、生産力を急速に高め、また人々の欲望水準を高めて、社会主義の物質的基礎を準備するということであった。欲望水準の「上昇」と、それにもとづく労働力価値と賃金の格差の拡大は、出生率を低下させ、人口の高齢化、家族規模の縮小・解体（単身世帯の急増にみられるように、家族を形成できない世帯が大幅に増加している）をもたらしている。それは家族内で処理できない「生活の社会化」といわれる現象をひきおこしている（つまり社会保障への依存の高まり）。これらのことは搾取基盤としての労働力再生産を困難にすることであり、また少子高齢化による社会保障への依存＝社会保障費の急増は、現代資本主義にとって深刻な矛盾となっている（将来、社会保障制度が大きく発展すれば、搾取率低下の可能性もありえるだろう）。社会保障費の削減が強行されるゆえんである（労働力価値と賃金の格差の拡大→出生率低下による少子高齢化と家族解体、それによる搾取基盤の弱体化→社会保障費の膨大化とそれによる搾取率低下の可能性→社会保障費抑制→労働力価値と賃金の格差の拡大という悪循環）。こうした論点を史的唯物論の中に的確に位置づける必要がある。

なお欲望水準の高まりといった現代の資本主義的生活水準の「上昇」には、決してプラス面だけでなく、社会的に強制され、管理された欲求、歪められた消費、ムダの肥大化、資源浪費、環境破壊などマイナス面も大きいことは指摘しておきたい。

^{※1)} これらの論文で筆者が述べた見解に対し、労働力価値が増大するならば、剰余価値率が低下し、相対的剰余価値生産が不可能ではないかという批判があった。その点については筆者に誤りがあったことは認めざるをえない。それは、労働力価値が絶対的に増大するのか、あるいは絶対的には減少するが、実質賃金と比べると相対的に増大するのか、ということが不明確であったことである。それについて述べておきたい。

まず原理論的に考えよう。いま労働者が一日10時間労働で、価値的に10、使用価値量として10の商品を作っていたとする。そしてそのうち労働者に支払われる賃金は5時間労働分とし、さらに賃金と労働力価値は一致していたとする（この例は、「現代マルクス主義Ⅱ」（大月書店、1958年）の井汲卓一論文「過渡期としての現代資本主義」の59～60頁を参考にした）。ところが新技術が導入されて労働生産性が2倍になったとしよう。そして旧技術のもとでは5時間労働に相当する5の使用価値が支払われていたのに対し、新技術のもとでは賃金として3時間分の労働に相当する6の使用価値が支払われることにする。そうすると実質賃金は上昇する。他方労働力価値として旧技術のもとでは5時間分の労働に相当する5の使用価値が支払われていたが、新技術のもとで労働力価値は4時間の労働分に等しい8の使用価値に相当するとする。この場合には、労働力価値は賃金に比べて上昇しているが、絶対的には減少している。そして労働力価値が実質賃金に比べ増大しているにもかかわらず、剰余価値率は上昇し、相対的剰余価値生産も可能である。

前掲論文において、筆者は産業資本主義段階において、名目賃金額が上昇していることから、労働力価値が絶対的に増大するとしているが、これは証明できない。詳しくは述べられないが、その理由は、筆者が一方で産業資本主義段階では諸商品は価値通りに販売されるとしながら、他方では名目賃金額が歴史的に上昇しているということを前提

としていたためである。

しかし、筆者の論文の図を見ていただければ容易にわかるが、筆者が主張しているのは、産業資本主義段階では労働力価値と実質賃金は長期傾向的には一致していたこと(ただし不熟練労働者は一致していなかったと考える)、労働力価値が実質賃金に比べ相対的に増大するようになったのは独占段階になってからであるということである。そして労働力価値が実質賃金を相対的に上回って増大しても、剰余価値率が上昇するのは上の例から明らかであろう。

なお筆者は、労働力価値が絶対的に増大することはありうるし、その場合でも剰余価値率が上昇しうると考える。多就業による価値分割や労働密度の増大などによってである。

(2) 貧困再生産の理論について

前述したように、筆者が経済学の研究を始めた動機は貧困問題の解明である。貧困問題に関する現状分析、例えば貧困者がどれだけいるとか、その生活状態はこうであるとか、そうした現状分析は数多くあった。しかし貧困問題を概念的に把握するための理論的分析がほとんど無いというのが実態であった。したがって筆者にとっていかにして貧困問題を概念的に把握するかということが課題であった。筆者が貧困問題を研究していた頃、「古典的貧困」と「新しい貧困」という言葉がよく使われていた。「古典的貧困」というのは、低賃金・低所得で生活保護世帯同等ないしそれ以下の生活水準(もっと端的にいうと、発展途上国的な貧困)のことであり、「新しい貧困」というのは、一見生活水準が「上昇」して豊かになっているように見えるが、多面では、生活基盤の弱体化、社会保障などの社会的共通生活手段の欠如、過密労働、健康破壊、ストレスの高まりなど、多様な意味で使われている。

筆者にとって重要なことは、この「新しい貧困」と「古典的貧困」が相互に関連しあって、いかに貧困が再生産されているかということであった。「古典的貧困」についての定義はあまり問題はないと考えるが、「新しい貧困」の定義はむづかしい。筆者はそれを、「現代資本主義における生産力の上昇とそれにもとづく労働力価値と賃金の格差の拡大、その結果発生する出生率の低下、家族規模の縮小による生活基盤の弱体化・不安定化、社会保障への依存の高まり」と定義しておきたい。問題はこの「新しい貧困」と「古典的貧困」の相互関連である。

東大社研の実証的研究(氏原正治郎・江口英一「都市における貧困の分布と形成に関する一資料」(一)、東大「社会科学研究」8巻1号)によると、①上位の社会階層ほどその階層内の上下差が大きく、その形は細長い菱形を示す。②上位や中位の階層にも貧困層が存在すること、長い菱形をしている上位の社会階層は没落に至るまでの抵抗力が強いのに対して、ひしゃげた菱形をしている下位の社会階層は没落に至るまでの抵抗力が弱いこと、③没落への抵抗手段としては、家族の有業者化と家族数の縮小があること、④社会保障制度がなければ、あるいは十分に機能しなければ階層的没落をする人々が増えること、などが明らかにされている。この東大社研の研究にもとづいて現代の労働者状態を考えると、各階層における不安定就業者の増加によって、①各階層の形状が下膨れ化していること、②多就業と家族規模の縮小によって階層的没落に対する抵抗力が弱まり、よりひしゃげた形になっていること、労働力価値の賃金に対する相対的上昇によって、労働力価値以下の労働者が増加していること、③小零細企業労働者の労働力価値水準を労働力価値の下限とすれば、この下限以下の労働者が全階層にわたって増

加していることなどを指摘しうるだろう（拙稿「低賃金労働者の構成と推移—貧困再生産の理論に関する実証的研究」『日本文理大学紀要』13巻2号、1985年9月）。これらのことは、各階層内における貧困層が肥大化（生活水準は「上昇」しているようにみえるが、それぞれの階層内での必要生計費以下の世帯が増えるということの意味する）し、階層的没落に対する抵抗力が弱まるということである。すなわち、生活基盤の弱体化・不安定化ということである。したがって今日のように、社会保障が抑制されるもとの、リストラやパートや派遣などの差別労働者が増大、あるいは高齢化が進む状況では、「古典的貧困層」に転落しやすくなるということ、しかも経営者といったかなり上層からの被保護層への転落も起こりやすくなるということの意味する。逆に「古典的貧困」が増えていくと、ますます必要生計費と賃金との格差が拡大し、出生率の低下や家族規模の縮小、生活基盤の弱体化という「新しい貧困」を再生産するであろう（結婚できないワーキング・プアが増えている）。

以上が筆者の考える「新しい貧困」と「古典的貧困」が相互に関連しあって貧困を拡大再生産するという考え方である。この考え方は大枠ではこれで良いと思うが、まだ理論的仮説にすぎない。今後の課題としては、労働力価値水準の相対的上昇がそれぞれの階層の貧困者を増加させ、その形状をよりひしゃげた下膨れ的なものにしていくかどうかの実証的研究が必要である。筆者は前掲論文で「賃金構造基本調査」を使って分析しているが、分析の対象とした年は限られており、またそれぞれの階層の労働力価値水準を便宜的に世帯主賃金の約1.1倍と仮定している（妻の収入などが世帯収入の約1割を占めているために1.1倍としたが、これは理論的に根拠があるものではない）が、決して満足のいくものではない。今後さらに階層的没落の実態・原因等を理論的・実証的に研究している必要がある。

(3) 出生率低下について

先進資本主義国において出生率が低下しはじめるのは1880年前後からであり、現代もその出生率の低下は基本的には続いている（最近フランスやスウェーデンなどでいくらか反騰しているが）。その原因は数多く考えられる。例えば結婚の延期（進学率の上昇、女性の職場進出による晩婚化。ただし最近の研究では、働いている女性の出生率が働いていない女性のそれより高いとの結果が指摘されている）、産業構造の変化（農業から工業へ、そして第三次産業化へ）、子供に対する意識の変化（老後の生活を子供に頼らない。したがって子供を多く産まない）、教育水準の上昇、都市化、住宅事情、長時間労働などである。しかし最も重要な原因は経済的問題であろう（拙稿「発達した資本主義国における出生力低下とその社会経済的要因について」、『経済論叢』121巻6号、1978年6月）。生活水準（教育水準や耐久消費財の普及など）の「上昇」に比し賃金が相対的に抑制されるため、出生率が低下することである。かつては現代の先進資本主義国でも生活水準が低かったために、つまり生活費があまりかからなかったために、貧困階層ほど子供が多かった（貧困多産）が、現代では生活水準が「上昇」し、しかも所得格差に比べて生活水準が標準化しているために、貧困階層ほど子供の数が減ってきている（貧困少産）。現代資本主義の基本矛盾の一つが、貧困層の出生率低下となって現象しているわけである（なお付け加えておくと、この考え方からすると、現代の発展途上国の「人口爆発」を抑制するためには、生活水準を「上昇」させればよいということになる）。

このように出生率低下は現代資本主義にとってきわめて重要な問題であり、この問題を史的唯物論の中に位置づける必要があるであろう。つまり出生率低下は資本主義の発展にとって必

然的なものかどうか、きちんと分析する必要がある。独占段階になって、どこの先進資本主義国も出生率が低下しているのは疑いのない事実であるが、その原因・必然性についてはまだ十分解明されていないように思われる。とくに1880年前後から出生率が低下しはじめた原因については、まだ納得のいく解答が得られていない。大不況の影響、チャールズ・ブースの調査にみられる貧困者の増加、この頃の技術革新による熟練の分解、不熟練労働者の増加など様々な原因が考えられるが、耐久消費財の普及や教育水準の高まりといった生活水準の「上昇」がみられたのか、その結果、この頃から生活水準と賃金の格差が拡大したのかどうか、まだ未解決の問題である。

(4) 中高年女性の労働条件改善について

現代、女性労働者の約半数がパートや派遣などの低賃金不安定労働者となっている。その正社員化が叫ばれ、同一価値労働・同一賃金の原則が主張されているにもかかわらず、現実はその反対の方向に進んでいる。かつて筆者は中高年女性労働者の労働条件を改善するために、その家事・育児労働に対して賃金を支払うべきであると主張した（拙稿「中高年婦人労働者の労働条件改善について」「日本文理大学商経学会誌」第2巻1号、1984年3月）。今日でいういわゆるアンペイド・ワークの問題である。従来は女性の労働力価値は、熟練度の低さなどから、男性に比べて低かった（現代はその差が縮小しているが）。したがって賃金が労働力価値どおりに支払われると、どうしても女性の賃金は低くならざるをえない。しかも賃金は直接労働力価値に対して支払われるのではなく、労働力の使用価値に応じて支払われる。ところが女性はこの労働力の使用価値が低い（例えばパートなど）ために、労働力価値の男女差以上に賃金格差が大きくならざるをえない。しかしもし家事・育児労働に賃金を支払うならば、労働力の使用価値が高まり、その結果、男女の賃金格差が縮小することになる。

この考え方の問題点は、妻の家事・育児労働は市場で売買されていない、したがって労働力商品でないのに、価値の配分に参加できるかどうかということである。この点はまだ理論的に解明されていないことである。しかし例えば年金制度との関連でいえば、妻の家事・育児労働に相当する年金権の分割が認められるようになってきていることや、育児期間中の年金保険料の免除が認められるようになってきていることからわかるように、妻の家事・育児労働が事実上、有償労働と認められつつある。こうした考え方が広がれば、一層家事・育児労働に対する賃金支払いが増加することがありうる。例えば、家族手当などを大幅に拡充し、それを妻の家事・育児労働に対する支払いと位置づけることが考えられる。ただし筆者は女性に対し、家事・育児労働に専念すべきだと主張しているのではない。念のために指摘しておく。

(5) 年金制度について

少子高齢化によって、年金制度が重大な危機にあることは周知のことであろう。かつて筆者は年金制度改革のために、年金制度の所得再分配機能を高めていく必要があることを指摘した（拙稿「高齢者生活と年金改革」「日本文理大学商経学会誌」第9巻2号、1991年3月）。日本の社会保障制度の大きな問題点として、所得再分配機能が弱いことが指摘されてきた。そこで筆者は、年金保険料率を、現代は所得の大きさに関係なく一律であるが、これを所得に比例した保険料率とすること、給付については、その格差を縮小し、高所得層から徴収した保険料を低年金の人々に配分する、とくに基礎年金だけの人々に配分することによって、年金制度

の一定の改善が可能であると主張してきた。この考え方の基礎は、老後の生活費は労働力価値から支払われること（従来、こうした社会的必要経費は剰余価値から支払われるという見解があった。もちろん一部には剰余価値から支払われる部分もあるかもしれないが、基本的には労働力価値から支払われると考えるべきである。なぜなら、老後の生活費である年金保険料の企業負担分は当然人件費として、生産費に転嫁され、労働者が支払うことになるからである。労働者の自己負担分はいうまでもなく、労働力価値から支払われる）、しかし給付される年金は、年金受給者の労働力の対価ではなく、現役の労働者が負担していること（現代の年金保険料は基本的には賦課方式で賄われており、若い世代が負担している。年金受給者が自己負担しているのは受給額のほんの一部にすぎない）である。したがって年金額は、年金受給者が働いていた時に支払った保険料に応じて支給される理論的根拠はない。それゆえ年金給付額は、本人の拠出額と厳密に対応させずに、低年金層に大きく配分すべきであるというのが筆者の考えである。国民連帯年金制度、あるいは最低保障年金制度といえるであろう。現代、基礎年金の国庫負担の増大、そのための消費税増税という議論があるが、その前に筆者が述べたような年金制度の改正が必要ではないだろうか。

(6) 労働力価値の個別化について

今まで、労働力価値は世帯単位で考えられてきた。しかし女性の高学歴化や職場進出が増えたこと、男性への経済的従属を廃止するなどの立場から、労働力価値の個別化ということが主張されるようになってきた（それについての議論は、中川スミ氏の論文が取り上げている。中川「経済学とジェンダー」、経済理論学会編「現代経済と金融危機」、青木書店、1999年、242頁）。ここではこの問題について考えよう。

労働力価値の個別化について考える場合、重要なことは、①それは従来の価値分割とは異なるということである。価値分割というのは、生活費の不足に対して共稼ぎで生活費を稼ぐというものであるから、どうしても女性の賃金は家計補助的低賃金になる可能性が高い。それに対して労働力価値の個別化というのは、女性の高学歴化、男女平等、男女同一価値労働・同一賃金の要求を背景に主張されているのであって、明らかに従来の価値分割という考え方とは異なっているということである。②労働力価値の個別化という考え方は、一部のエリート女性の主張だという批判があるが、その理由は、女性の賃金が上昇する反面、男性の賃金が切り下げられる（例えば今まで男性に支払われていた家族手当などの諸手当や税負担分の一部削減）可能性があり、その結果、妻が働いていない世帯や、妻がパートの世帯では、かえって世帯収入が減少する可能性があるためである。したがって労働力価値の個別化について考えるうえで重要なことは、労働力価値の個別化を進めるなかで、専業主婦の世帯やパート世帯の収入を減少させない条件を考えることである。

労働力価値の個別化に関するいくつかのケースについて考えよう（表1）。

男性のみが働く場合（第(1)のケース）、その労働力の価値は100である。しかし何らかの理由で男性（この場合、夫）の賃金が低下し、妻が多就業して、価値分割が行われる場合が第(2)のケースである。現代行われている多就業の多くはこのケースであろう。第(3)のケースは、労働力価値の個別化が行われ、男女同一価値労働・同一賃金になった場合である。労働力価値の個別化は女性が一人で生活できる賃金の要求であるから、男女のそれぞれの賃金が70になるとしよう（つまりこの例では、男女がそれぞれ一人で生活するのに必要な賃金は70という

表 1 労働条件個別化のケース

(1) 男性のみが働く場合	(2) 価値分割の場合	(3) 労働力価値の個別化①	(4) 労働力価値の個別化②
男性の労働力価値が100（結婚した時には、妻の生活費もここから支払われる）とする。子供の生活費などはここでは考慮に入れない。	男性の労働力価値80、女性のそれは30とし、合計110とする。男性の賃金が引き下げられ、妻が働くが、共稼ぎで通勤費などが余分にかかるので、(1)より労働力価値が増え110になるとする。	男女同一価値労働・同一賃金になると仮定し、男性の労働力価値は70、女性も70となるとする。男性の労働力価値は今まで支払われていた諸手当、税負担の一部が削減され、70に減るとする。	男性の労働力価値70、女性70、さらに社会保障制度が発達して、その負担分30が追加賃金としてそれぞれ支払われる場合である。したがってこの場合には、労働力価値は男女それぞれ100となる。

ことになる)。この場合には、今まで夫の賃金として妻の生活費が支払われていたために、労働力価値の個別化が行われると、夫の賃金が切り下げられざるをえない。したがって、専業主婦の家庭や妻がパートの家庭は、夫の収入が減った分、世帯の収入が低下せざるをえない。労働力価値の個別化は一部エリート女性の主張であるとの批判はこのような場合をさしているのである。第(4)のケースは、社会保障制度が発達して、社会保障の負担分が30追加的に支払われる場合である。この場合には、男女それぞれの労働力価値水準が70から100に上昇している。その社会保障追加分30の全部又は一部（労働力の再生産費は男女それぞれ70であるから、理論的には男女とも30を社会保険料として拠出できる）を社会保障制度を通して専業主婦やパート家庭に配分すると、専業主婦の家庭やパート家庭は夫の低賃金を補うことができるであろう。

このように、労働力価値の個別化、男女同一価値労働・同一賃金が成立するためには、社会保障制度の発達が不可欠である。もし社会保障制度による再分配が無ければ、専業主婦の家庭やパートの家庭は労働力価値の個別化のもとでは収入低下で生活できなくなる可能性があるからである。スウェーデンなどで比較的男女賃金格差が小さく、男女個別賃金化が進んでいるのは、社会保障制度が発達しているからだと言われる（鎌田とし子「男女共生社会のワークシェアリング」、サイエンス社、1995年、173～174頁）のは、以上の理由によるのである。今後、高齢化にともなって女性の就労が重要になってくるが、そのためにも社会保障制度の発達が重要である。

結びに変えて

以上筆者が今まで研究してきた労働力価値論と貧困問題についてメモ的に要約してきたが、どの研究もまだ十分解明されていない問題ばかりである。筆者の無能のために、ほとんど解明できず、問題提起をするだけになってしまったことをお詫びしたい。しかし若い研究者にこうした問題を解明していただくために、問題提起をするだけでも意義が有ると思っている。

筆者が今までの研究で心がけてきたことは、あまり細かなことにこだわらず、社会の大きな発展法則の中でのものごとを考えること、既成の理論の解釈でなく、また単に現象を記述するのでもなく、現状の分析から自分なりに新たな法則性を明らかにするということがあった。したがって筆者の研究には、細部ではまだまだ多くの不十分な点があるが、労働力価値論の研究により、出生率の低下や核家族化・小家族化（単身世帯のような）が進んで労働力の再生産が困難になりつつあること、その結果、社会保障制度の発展が必然的であることを明らかにできたと思う。今後の課題としては、こうしたことを史的唯物論の中に位置づけ、社会の発展法則の一層の展開・具体化をすることである。若い研究者がこの問題を考察するための問題提起になれば幸甚である。これからの研究の一層の発展をお願いしたい。